

書評

BOOK REVIEWS

都留 康 著

『労使関係のノンユニオン化』 ——ミクロ的・制度的分析

野田 知彦

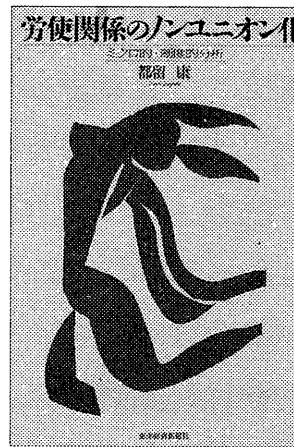
日本の労働組合の組織率は20%を割りこもうとしており、その存在価値はまさに風前の灯火といつても過言ではない。本書では、まさに「死の淵」に立っている日本の労働組合の抱える問題をさまざまな角度から数量的な方法によって分析している。

第1章では本書を貫くかなり明確な分析視角が導入されている。その分析視角とは、第1に、従業員の発言と退出をその相互関係において分析すること。第2に、労働組合と組合以外の形態をとる集団的ならびに個人的発言機構を考察の対象とすること。第3に、企業内の労使コミュニケーションを情報の非対称性の緩和という視点から分析すること。第4に、情報共有をレントシーキングではなく協力と発言へとみちびく制度的機構の存在を重視すること。これらの分析視角が、ハーシュマン、フリーマン=メドフの発言・退出モデルや小池和男のホワイトカラー化組合モデル、そしてフリーマン=ラジアの従業員代表制の経済分析の議論を踏まえた上で提示されている。

以上のような分析視角に立脚してさまざまな実証分析が行われているがその主な内容について触れておこう。第4章の実証分析では、賃金と福利厚生などに対する組合効果が分析されているが、これらに対する組合の効果は確認できないことが明らかにされている。また、転職希望や職務満足度のレベルでみても労働条件や職場環境を改善して離職率を低下させるという発言効果を確認できないことが明らかにされている。賃金効果や発言効果もないのであれば、組合の経済効果はないに等しいということになる。

第5章の分析では、組合員の組合離れの規定要因に

ついて分析がなされている。その結果、組合不参加度と組合退出希望の双方に対して、組合への参加機会に関する要因よりも、組合への参加意欲に関する要因のほうが重要な効果を持つこと、そして参加意欲の低さは、賃金など基本的労働条件に対する組合の取り組みへの評価や組合の有効性に対する評価が組合員の間で



● 東洋経済新報社
2002年6月刊
A5判・237頁・3000円
(税別)

● つる・つよし
一橋大学経済研究所
教授。労働経済学・労使関係論・人的
資源論専攻。

低いことに起因するとしている。

第7章では、主に無組合企業における、発言機構、従業員参加に関する分析がなされている。第1に、無組合企業では、集団的、個人的発言機構の諸制度が重層的に配置されている。そうした、発言機構の制度化の背後には、経営側による従業員参加理念の受容があり、労働条件よりも経営戦略策定レベルのほうがより重視されている。第2に、労働組合、労働条件や経営の各事項に対してほぼまんべんなく労働者の発言に即しているが、労使協議制や従業員組織が発言を即する領域は組合と比較すると限定されている。第3に、組合とその他の制度も離職率は引き下げないが、組合と発言型従業員組織の場合には生産性を引き上げている。したがって、離職率を低下させ生産性を上昇させというフリーマン=メドフの発言・退出モデルは日本ではそのまま成立しておらず、情報の非対称性の緩和、共有による企業業績の向上というメカニズムが成立しているという解釈を行っている。

以上が本書の主な発見であるが、本書の貢献を述べさせてもらえば次のようになるであろう。第1に、最近の従業員代表制の経済分析の成果を踏まえながら、上で述べたような独自の分析視角を導入して、組合企業のみならず、無組合企業の労使関係を数量的に分析

したことが本書の特徴、および貢献であると考えられる。さらに、労働組合だけでなく、労使協議制、従業員組織などのさまざまな制度的機構の効果を分析していることは特筆すべき貢献である。さまざまな制度的機構の効果や無組合企業の労使関係についてはこれまで分析がなされていなかったので重要な貢献と考えられる。そして、分析の結果、日本では離職率を低下させるというフリーマン＝メドフ流の発言・退出モデルはそのままでは成立しておらず、労使間の情報の共有によって企業業績の向上を図るというメカニズムが成立しているとして、日本の労使関係について独自の解釈を提示していることも興味深い点である。

第2に、日本の労働組合組織率低下の原因について実証分析をもとに説得的な解明がなされている点である。著者は労働組合の抱える問題が、産業構造の変化などのいわば外的環境の変化によるものよりも、労働組合の組織率低下の要因は新組織化の停滞によるものとし、その背後には、労働組合の賃金効果や発言効果不在を目の当たりにした未組織労働者による、関心の低下と、組合側の組織化努力の不足があるとしている。

以上が本書の貢献であるが、これを踏まえて、最後に評者なりの感想を述べることをお許しいただきたい。本書のタイトルである「労使関係のノンユニオン化」とはどういうことか必ずしも明確ではないように思われる。第7章の分析において、労働組合の存在は、ほぼすべての領域で発言を即していることが確認されているが、このことを素直に理解すれば、組合はさまざまな問題に発言するインセンティブを持っているということになる。このことを念頭に置けば、つぎのような疑問が浮かび上がってこよう。賃金や労働条件に対して効果がないのにもかかわらず、また、直接これらのものに影響を与えない経営事項に対して、なぜ組合は発言するのであろうか。組合はまったく、何の見返りもないのに発言するのだろうか。第1章では、従業員の知りうる局所的情報を吸い上げた経営者がそれを労働者に不利に使用しない保障が必要であるという指摘がなされている。それでは、「労働者に不利に使用しない保障」とは何か。それはつきつめれば雇用の保障ではないか。自ら流した情報が合理化に使われるようであれば、従業員は経営サイドに情報を提供しないであろう。従業員に利益がなければ、従業員のみが知

りうる情報を経営側に提供しないのではないか。情報の提供の見返りがなければこのような発言のインセンティブは存在しないのではないか。評者によれば情報の共有による生産性の効果と雇用保障はセットであると考えられる。組合は情報の共有による企業活動の効率化、業績の向上を雇用の保障という形で、従業員の利益に結びつけたとは考えられないか。それが組合の効果といえるのではないかだろうか。本書では労使間の情報共有をいかにしてレントシーキング的な活動から守るか、情報を利用したパイの分配をめぐる対立の発生をどのように回避するかという問題設定がされているが、日本の企業別組合はパイの増大よりも雇用の保障を選択したと考えられるのではないか。

従業員の経営に対する参加や発言が第1次石油危機後の70年代前半に始まったことはいくつかの研究により知られているが、このことは第1次石油危機による企業の減量経営によって従業員の雇用がおびやかされたことが直接のきっかけになったと考えることができよう。だとすれば、発言と雇用保障の問題はやはりセットで考えるべきであろう。

いずれにせよ、本書で従業員の発言のインセンティブの問題を突き詰めていない点と、組合の雇用保障、雇用調整に対する効果について触れられていないのは残念である。本書では、雇用保障、あるいは雇用調整などに対する組合効果については分析の対象外とされているので、ないものねだりの批判をすることは意味がないが、今後の課題として雇用と組合、あるいはさまざまな制度的機構の関係を分析することなしに著者の課題は終わらないのではないかというのが率直な感想である。

また、いささかマイナーな点になるかもしれないが、組合の生産性に対する効果についても疑問が残る。著者が分析視角で触れているように、企業内の労使コミュニケーションを情報の共有という視点からとらえる場合に、生産性に対する効果は重要な論点と考えられる。第7章の分析はクロスセクション分析であるが、クロスセクションによる分析では、観測不能な企業固有の要因と労働組合の有無との相関による、いわゆるセレクション・バイアスの存在（簡単にいえば、組合があるから生産性が高いのではなく、生産性の高いところに組合が組織されている）、または組合の内生性問題

の存在が知られている。本書第4章の賃金効果のところではこの問題を考慮した推定が行われている。生産性の効果をみる場合にも同様の考慮が必要であるが、そのことについては何も言及されていない。組合の生産性の効果の実証は著者が提示した分析視角のいわば核になる部分でもあるので、この点についての言及がなかったのは残念といえよう。従業員の発言により従業員のみ知りうる局所的情報を吸い上げて、より有効

な経営戦略を策定し生産性を上げるという、著者の提示した日本の労使関係モデルの実証は今後の課題として残っている。

いずれにせよ、わずかな不満は残るもの、本書は日本の労働組合や労使関係の直面する問題点を解明する力作であることは間違いないようである。

のだ・ともひこ 桃山学院大学経済学部助教授。労働経済学専攻。

川井 圭司 著 『プロスポーツ選手の法的地位』

永野 秀雄

1 はじめに

本書は、わが国のスポーツ法学における金字塔ともいべき書物である。単一のプロスポーツに関する法的問題を考察した書物はこれまで存在したもの、单著として、多くのプロスポーツを対象として比較法的考察を行ったのは、本書が初めてであろう。また、労働法学の観点から見ても、その限界事例となるスポーツ選手を対象とし、契約や労働者性の問題のみならず、経済法との境界領域への考察を行っている点で、非常に大きな成果を上げている研究書である。さらに、わが国が知的財産重視の国家戦略をとるに至った今日、そのコンテンツの主たる分野のひとつであるプロスポーツ選手の法的地位を確認する意味でも、著作権を対象とする研究者や実務家にも、ぜひとも読まれるべき書物であると思う。

本書の著者は、日本におけるプロスポーツ選手の権利義務関係が不明瞭な状態に危機感を抱き、米国、イギリス、EUにおけるプロスポーツ選手の法律上の権利義務について検討を加え、わが国への示唆を得ようとしている。著者のみると、スポーツ先進国とわが国には少なくとも20年以上の開きがあるといい、そのギャップと問題点を明らかにしている。

本書は、第I部で米国、第II部でイギリス、第III部



●成文堂

2003年6月刊
A5判・490頁・5000円
(税別)

●かわい・けいじ
関西外国语大学国際言語学専攻。
●語学部専任講師。法学専攻。

でEUを考察の対象とし、これらの検討を踏まえて、第IV部でわが国の現状と課題を検証するという構成がとられている。以下、本書の内容と意義を紹介していくが、筆者の力量から、米国法の内容に重点がおかれ、イギリス法とEU法については、不十分な点をお許しいただきたい。

2 本書の内容と意義

本書の第I部では、米国の4大プロリーグといわれるMLB、NFL、NBA、および、NHLにおけるプロスポーツ選手の法的地位について、全国労働関係法および反トラスト法の観点からの検証がなされている。

まず、第1章は、「プロスポーツと反トラスト法」と題されて、プロ野球選手への反トラスト法適用除外の法理 (Baseball Exemption) の確立過程が検討されている。プロ野球選手への経済法領域の法の適用が問題とされる主たる理由は、かつて、この分野の契約には保留条項が存在し、チーム間における移籍の自由が制限されていたためである。このような慣行は、自由

経済市場への制限を嫌う米国の政治・経済風土の中で確立されてきた独占禁止法などの経済諸法において、従来から法的問題となってきた。さらに、このような規制は、プロスポーツ選手の報酬への下方圧力として機能するという側面をもつ。ここでの米国法の検討は、わが国における状況を考察する場合、欠かせないものである。

次に、第2章「プロスポーツと全国労働関係法」は、米国のプロスポーツ選手が、全国労働関係法（組合法）の下で、選手組合（選手会）の活動を通じて、どのように自らの権利を勝ち取ってきたかが、法的分析とともに検討されている。その主たる焦点は、①プロスポーツへの全国労働関係法適用の是非、②プロスポーツにおける差別的取扱いの認定基準、③プロスポーツにおける団体交渉の概要、④MLBにおける仲裁制度の役割に当てられている。

続いて、第3章「反トラスト法と労働法の調整」では、再び反トラスト法が登場するが、これは、第1章の再論ではない。米国では、反トラスト法と、労働組合法たる全国労働関係法との緊張関係を前提に、判例法における組合活動への反トラスト法適用除外の法理が確立されており、その適用関係を検討しているのである。この法理は、著者が明記するように、一定の要件の下で労働法を優先し、反トラスト法の適用を除外するという法理であるが、わが国の労働法学においては、労働組合法と独占禁止法との関係が深く議論されたことはないため、この紹介だけでも相当の意義がある。

第4章「その後の展開」は、従来、反トラスト法は他のプロスポーツリーグには適用してきたものの、MLBについては異なった取扱いがされていたところ、1998年に連邦議会がCurt Flood Actにより修正した経緯を紹介している。同法により、MLBの選手も他のリーグの選手と同様に、反トラスト法上の救済権が与えられることになった点に意義があり、米国法の研究者にとっては大いに学ぶ意義がある。第5章では、その表題のとおり、「各リーグにおける移籍の自由への変遷と現状」が確認されている。

次に、第II部「イギリスにおけるプロスポーツ選手の法的地位」では、具体的にイギリス労働法制におけるプロスポーツ選手の位置づけを明確にし、加えて、

19世紀におけるコモン・ローにおいて生成され、これまで発展を遂げてきた「取引制限の法理」とプロスポーツ選手の移籍制限をめぐる議論が紹介されている。

まず、第1章「プロスポーツ選手と雇用契約」では、イギリス法において、プロスポーツ選手が、労働関係法の適用対象たる「被用者」に当たるか、選手およびクラブ間で締結される選手契約は労働関係法の適用対象たる「雇用契約」に当たるかといった、労働法学から見た重要な争点が解き明かされる。続く第2章「プロスポーツ選手契約における権利義務」では、雇用契約に付随する義務としての「黙示条項」が、雇用契約の内容を確定する上で、どのような機能を果たしているかが紹介されたあとに、プロ選手契約における使用者・被用者双方の権利義務関係が明らかにされる。さらに、第3章「プロスポーツ選手の雇用保障」、第4章「プロスポーツ選手の負傷と労働災害」、第5章「選手組合とその役割」と、重要な論点が続けて検討される。

これらに続くイギリス法におけるプロスポーツの労働市場制限規制法理を紹介した第6章「プロスポーツと取引制限（Restraint of Trade）の法理——コモン・ローにおけるEastham判決の位置づけと意義」および、第III部「EUにおけるプロスポーツ選手の法的地位」で紹介されている「ボスマント判決」は、次の二つの点で衝撃的である。第1に、米国の反トラスト法による規制とは形態が異なるものの、被用者の職業活動の自由と使用者による競争制限との関係を律する法理がEU法として確立していることを示した点、そして第2に、この判決の具体的な内容が、EU圏内の労働者の自由移動を保障したローマ条約を根拠として、イギリスを含むEU圏内のプロサッカー選手は、EU加盟国間の移籍について、雇用契約の満了を迎えた場合には所属クラブの同意を得ず、かつ移籍金を伴うことなく自由に他のクラブへ移籍できるとされた点である。この部分は、評者自身、非常に学ぶところが大きかった。

本書では、第IV部「わが国の現状と課題——米英EUからの示唆」が、比較法研究の総括部分に該当している。すなわち、これまでみてきたスポーツ先進諸国のスポーツ法制を前提にして、わが国のプロスポーツ選手の法的位置づけを、労働者性の問題をはじめ、

経済法との関係、従来の取引慣行などについて、法的分析を行い、その問題点をあぶりだしている。また、ユニークであるのが、第2章で、「実業団選手の法的地位」を検討している点である。たしかに、競技に関して報酬を受けている労働者としての実業団選手のあり方は、労働法上、非常に注目すべき存在である。実業団選手は、労働者性が十分に確保されていることから、この点について疑義のあるプロスポーツ選手との対比を行うためには、不可欠な議論であろう。

3 今後の研究への期待

本書を書き上げた著者に対しては、その驚嘆すべきパワーゆえ、今後の研究対象としていただきたい、教えていただきたい点も多い。欲張りな注文かもしれないが、評者が気がついた点を挙げてみたい。

第1は、米国のプロスポーツ選手に対する州労災法の適用の実態である。わが国では、たとえばプロ野球選手については、労働者性がネックとなって労災法の適用がなされていないことから、非常に知りたいポイントである。また、法理の問題としては、地区リーグを転戦する選手たちが、米国では州法として存在している労災法を、どのような法選択理論（conflict of laws）を用いて、どの州法を適用しているのかをご教示いただければと思う。この州法の選択の問題は、契約法も州コモン・ローに依拠することから、選手契約の準拠法（州法）の選択の実態（または統一契約上の規定）でも問題になると考えられる。第2に、米国プロスポーツの中でも、優れた仲裁制度を確立し、運用しているMLBの事例の紹介である。この制度は、日本のプロ野球やその他のプロスポーツ選手のみならず、一般の労使紛争解決方式の参考にもなると思われる。

第3が、代理人制度である。この点は、わが国でもプロ野球選手の代理人問題として、すでにマスコミなどでも多く報じられているものの、米国における法制度や運用は十分に紹介されているとは言いがたい。第4が、日米のプロ野球を比較する場合には、米国のマイナーリーグの存在と分析が不可欠であると考えるが、この点も研究リストに入れられることを望みたい。第5は、プロスポーツ選手組合のスト比較である。米国のプロスポーツ選手組合は、組合活動の王道を行き、ストをうち、団結して戦わない限り、使用者からは何も勝ち取れないということを歴史的に証明してきた。日本のプロスポーツ選手は、果たしてストを行わずに、同様の権利を獲得する方策があるのかどうか、著者の展望を示していただきたい。第6は、イギリス法における雇用契約の付随義務論は興味深い研究であるものの、代理人たる弁護士による交渉を通じて締結されたプロ選手の契約は、すべて明示の契約条件に合意されていると考える米国式のほうが合理性があると思うが、どのように比較検討されるのか、などである。

最後になるが、著者は、本書のはしがきで、学部時代からお世話になった故安枝英謹教授に心からの感謝を述べるとともに、「全身全霊の思いを込めた本書を、天国にあられる先生の御靈に捧げる」と述べている。まさに、本書は、偉大なる労働法学者が、優れた若手研究者をこの世に送り出したことの証明となっている。天国で安枝先生が喜んで下さっていると思うのは、評者ばかりではないであろう。ぜひ、一読をお勧めする。

ながの・ひでお 法政大学人間環境学部助教授。日米比較法専攻。